

## 海外危険情報対応基準

令和 5 年 3 月 28 日 決定

令和 5 年 4 月 1 日 適用

国際交流センター

外務省危険情報（※1）		教職員	学生（※2）
レベル1	十分注意してください。	原則可（※3）	原則可（※3）
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。	原則不可（※4）	原則不可（※4）
レベル3	渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	不可（※5）	不可（※5）
レベル4	退避してください。 渡航は止めてください。 （退避勧告）	不可（※5）	不可（※5）

※1 感染症危険情報は、危険情報の4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項が状況に応じて付記されるため、4段階の 카테고리以外で注意事項が発出された場合は、その都度、本対応基準に照らして判断する。

※2 「海外留学等の危機管理マニュアル（学生用）」及び付属の別紙「海外渡航の実施、中止、延期、途中帰国の基準について」も参照のこと。

※3 特別な注意を払う必要があることを理解させたくて、渡航・派遣の実施継続は原則可とする。ただし、大学が中止を決定する場合は不可とする。

※4 当該渡航・派遣の必要性に加え、渡航先の国際行事開催状況、他国外務省の情報、予測しうる緊急時の体制等を勘案し、しかるべき安全管理をとりうると判断できる場合に限り「可」とする。

※5 渡航・派遣は中止し、渡航・派遣中の者は帰国させる。

以上